

パネルを運搬する際の注意点

- ・パネルを運搬する際は必ず2人以上で運搬してください。
- ・道路交通法では、定められた乗車人員又は積載物の重量、大きさ等の制限を超えて車両を運転することを禁止しています。パネルを運搬する際には、下記の点にご留意いただき、法令の遵守をお願いいたします。

●パネルのサイズ

180cm × 165cm × 4cm

●道路交通法施行令に定められた積載制限

【積載物の大きさ】

- 1) 長さ……自動車の長さにその長さの10分の2の長さを加えたもの
- 2) 幅……自動車の幅にその幅の10分の2の幅を加えたもの
- 3) 高さ……2.5メートルからその自動車の積載する場所の高さを減じたもの

【積載の方法】

- 1) 自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の1の長さを超えてはみ出さないこと
- 2) 自動車の車体の左右から自動車の幅の10分の1の幅を超えてはみ出さないこと

※これらの制限を超えることとなるような積載をして車両を運転するには、出発地を管轄する警察署長の許可が必要です。

例

軽トラック（長さ：340cm、幅：148cm、高さ：200cm）の場合

